

平成19年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

農政水産部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」( 1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」( 2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
耕地課	管理体制整備計画策定業務委託	農業水利施設の適正な維持・保全のための計画策定業務	平成19年8月8日	滋賀県土地改良事業団体連合会	9,555,000	契約の適正な履行にあたっては、土地改良施設の現状把握や、施設管理の豊富な知識が求められることから、単に価格のみによらず、公募により提案を受け、内容を評価した上で契約の相手方を決定したため	2号	4
湖東地域振興局田園振興課	曽根沼地区換地処分等委託業務	換地計画書作成、換地計画決定、相続等代位登記他業務	平成19年9月5日	愛西土地改良区	6,523,000	換地の技術を持ち、地元の実情を把握、精通している市町または土地改良区での実施が必要であり競争入札には適さないため	2号	3イ
愛知川流域田園整備事務所	和南川沿岸地区換地処分等委託事務	換地計画書作成、相続等代位登記他業務	平成19年8月28日	東近江市長	6,064,000	換地の技術的な能力と地元の実情に精通している市・町等が実施するのが適当であり競争入札に適さないため	2号	3イ